

立川市災害被災者等援護条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 27 号）の施行による。

立川市災害被災者等援護条例の一部を改正する条例

立川市災害被災者等援護条例（昭和51年立川市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(償還方法の変更等)</p> <p>第16条 市長は、被害の程度又は特別の事情により借受人及び保証人が第13条第2項の規定による期日までに債務を償還できないと認めるときは、償還期間の延長をし、又は<u>法第14条第1項及び令第9条ただし書の規定により債務の償還若しくは違約金の支払を免除することができる。</u>この場合において、償還期間の延長に係る利子の計算については<u>法第13条第2項の規定によるものとし、報告等については法第16条の規定によるものとする。</u></p>	<p>(償還方法の変更等)</p> <p>第16条 市長は、被害の程度又は特別の事情により借受人及び保証人が第13条第2項の規定による期日までに債務を償還できないと認めるときは、償還期間の延長をし、又は<u>法第13条第1項及び令第9条ただし書の規定により債務の償還若しくは違約金の支払を免除することができる。</u>この場合において、償還期間の延長に係る利子の計算については、<u>令第10条第2項の規定によるものとする。</u></p>
<p>第17条 ……略……</p>	<p>第17条 ……略……</p>
<p><u>(支給審査委員会)</u></p>	
<p>第18条 <u>災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、立川市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「支給審査委員会」という。）を置く。</u></p>	
<p>2 <u>支給審査委員会の委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。</u></p>	
<p>3 <u>前項に定めるもののほか、支給審査委員会に関し必要な事項は、市長が定める。</u></p>	
<p>(委任)</p>	<p>(委任)</p>
<p>第19条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>第18条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。